

○湯梨浜町ボランティア団体登録要綱

平成 20 年 4 月 10 日

告示第 32 号

(目的)

第 1 条 この告示は、町内において活動しているボランティア団体の活動の充実と促進を図り、ボランティア団体を登録することを目的とする。

(対象団体)

第 2 条 登録の対象となる団体は、次に掲げるすべての条件を満たすボランティア団体とする。

- (1) 町内でボランティア活動をしている団体
- (2) 営利を目的としない団体
- (3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的としない団体
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としない団体
- (5) 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としない団体

(登録)

第 3 条 登録を希望する団体は、湯梨浜町ボランティア団体登録申請書(様式第 1 号)を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の申請があったときは、内容等を審査し、ふさわしいと認める団体に対して、湯梨浜町ボランティア団体登録証(様式第 2 号。以下「登録証」という。)を交付するものとする。
- 3 町長は、前項により登録証を交付した団体を湯梨浜町ボランティア団体登録台帳(様式第 3 号)に登録するものとする。

(登録内容の変更)

第 4 条 登録団体は登録内容に変更が生じた場合は、速やかに湯梨浜町ボランティア団体登録内容変更届(様式第 4 号)を町長に提出するものとする。

(登録の取消し)

第 5 条 登録の取り消しを希望する団体は、湯梨浜町ボランティア団体登録取消申請書(様式第 5 号)を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項のほか、必要と認めた場合は登録を取り消すことができる。

(登録団体に対する支援)

第 6 条 町は登録団体に対し、以下の支援を行うものとする。

- (1) 活動に関する相談・助言
- (2) 活動に関する情報提供
- (3) 活動に関する広報活動

- 2 町長は、前項第 3 号において、登録団体に許可を得た事項について公開するものとする。

(個人情報取扱い)

第 7 条 登録団体に関して知り得た個人情報については、湯梨浜町個人情報保護条例(平成 16 年湯梨浜町条例第 8 号)に基づき適切に取り扱うものとする。

(その他)

第 8 条 この告示の施行に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 20 年 4 月 10 日から施行する。

附 則(平成 23 年 2 月 10 日訓令第 4 号)

この訓令は、平成 23 年 3 月 16 日から施行する。